

動き出した排出量取引

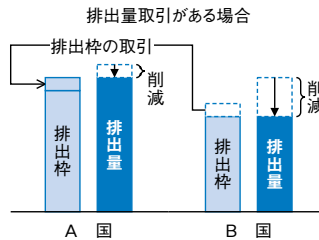
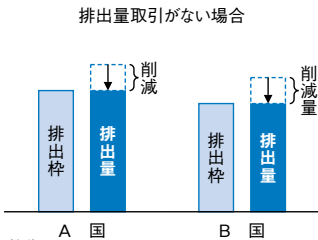
先進国に二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出の削減を義務付ける「京都議定書」が2月16日より発効する。日本の削減目標は、1990年比6%減。2002年時点では、同年比8%の増加を示しており、2008年からの5年間で2003年時点からは14%の削減が必要となる。

こうした状況を背景に、CO₂など温室効果ガスの排出削減量に経済的価値を与え、削減量取引する排出量取引が大いに注目されており、企業間では早くも同取引に向けた動きが活発化している。

今月号は、排出量取引に係る官庁および商社をはじめとする民間の取り組みの現状、さらにこの1月より動き出したEU域内排出量取引制度（EU ETS）につき、ご寄稿いただいた。本特集が、地球温暖化防止に向けた「京都議定書」および、その手段のひとつである「排出量取引」を理解するうえで、一助となれば幸いである。

排出量取引

- ◆温室効果ガス排出量の数値目標が設定されている先進国間で、排出枠の取得・移転（取引）を認めるもの
 - ☞先進国合計の総排出枠の量は変わらない
- ◆市場メカニズムにより、目標達成のための全体費用を低下させることが可能となる



(例)

	A国	B国	合計
取引前・総排出枠	10	8	18
排出枠の取引	—	—	—
取引後・総排出枠	10	8	18
削減前排出量	12	10	22
必要削減量	2	2	4
削減対策単価	\$200	\$100	—
削減費用	\$400	\$200	\$600
排出枠取引費用	—	—	—
目標達成費用	\$400	\$200	\$600

	A国	B国	合計
取引前・総排出枠	10	8	18
排出枠の取引	1	▲1	0
取引後・総排出枠	11	7	18
削減前排出量	12	10	22
必要削減量	1	3	4
削減対策単価	\$200	\$100	—
削減費用	\$200	\$300	\$500
排出枠取引費用	150	▲150	0
目標達成費用	\$350	\$150	\$500

(注) B国はA国に排出枠1単位を\$150で販売するとした。ただし、取引のために必要なコストは考慮していない

- ◆排出量取引で取得・移転が行えるものは、以下の4つ
 - ☞割当量単位（基準年排出量と数値目標から算定される初期割当量の一部）
 - ⇒AAU (Assigned Amount Unit) と呼ぶ
 - ☞(先進国における)吸収源活動による吸収量
 - ⇒RMU (Removal Unit) と呼ぶ
 - ☞共同実施で発行されるクレジットであるERU (Emission Reduction Unit)
 - ☞CDMで発行されるクレジットであるCER (Certified Emission Reduction)
 - ◆排出枠（クレジット）の最小取引単位は、1t-CO₂
 - ◆国としての温室効果ガス排出量の上限である総排出枠は、保有している「AAU + RMU + ERU + CER」
- $$\text{国としての総排出枠} = \text{割当量単位 (AAU)} + \text{吸収量 (RMU)} + \text{排出量取引による排出枠 (AAU, ERU, CER, RMU) の取得・移転分} \pm \text{JIおよびCDMで発行されたクレジットの取得分 (ERU, CER)}$$
- ☞AAU, RMU, ERU, CERは、排出枠として取引可能であるため、第1約束期間の国としての総排出枠は増減する
- ◆第1約束期間の調整期間末において、「総排出量」<「総排出枠」であった場合、その差分については基本的に次期約束期間に繰り越し（carry over）が行える
 - ☞ただし、いくつかの制限がある

(出所) 環境省地球環境局地球温暖化対策課資料